

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社 日立プラントテクノロジー	東京都豊島区東池袋 4-5-2	1-004901
昱株式会社	東京都中央区東日本橋 3-3-11	1-003462

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成22年12月27日 ～ 平成23年1月9日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

平成22年11月22日、茨城県土木部都市局下水道課発注の利根浄化センター主ポンプ(No3)機械設備改築工事(利根町布川地内)において、吐出弁電動開閉器の撤去作業中、同器に付属された分解用アイボルトにワイヤーを玉掛けし、天井クレーンで吊上げたところ、アイボルトが重量に耐えられず破断し、同器が落下し2名の作業員が挟まれ重傷を負う事故が発生した。

この事故の主な原因は、元請業者(株日立プラントテクノロジー)及び一次下請業者(昱株)が、二次以下の下請業者に対し、同器の撤去作業に対する適正な作業手順の指示を怠る等、安全管理措置が不適切であったことによる。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年茨城町要領第1号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第8号に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)